

蒲郡市樋門操作要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が樋門の操作及び点検等を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び場所)

第2条 この要綱の適用を受ける樋門の名称、場所及び管理者は、別表のとおりとする。

(目的及び操作)

第3条 樋門の操作は、高潮の防御と堤内排水路への逆流を防止し、洪水時における堤内排水路の水位を下げること及び津波による水害の防止を目的とする。

2 前項の操作を、消防本部、消防団及び災害対策本部で実施するものとする。

(樋門操作者と操作の報告)

第4条 前条の目的のために、前条第2項に定める者以外で市長が認めるもの（以下「樋門操作者」という。）は、樋門の操作をすることができる。この操作により樋門が全閉若しくは全開したとき、又は事故等が発生したときは、樋門操作者は速やかに消防本部へ報告するものとする。

(操作の方法)

第5条 樋門は、次に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 台風接近時は、前日までに自在扉の固定を解除する。
- (2) 高潮時（出水位よりも潮位が高い場合）は、樋門を閉ざして防潮を図る。
- (3) 出水時（出水位よりも潮位が低い場合）は、樋門を開いて排水の速やかな疎通を図る。
- (4) 出水と高潮が重なるとき（出水位及び潮位が同程度の場合）は、自在扉の動きにより、又は内外水位を判断して、絶えず内水位が低くなるよう樋門を操作する。
- (5) 津波情報により津波到達までに時間の猶予がある場合には、樋門を閉鎖する。
- (6) 1か所の樋門に複数ある扉の開閉の順序は、原則として、閉鎖の場合は中央部のものから順次行い、開放の場合は閉鎖の順序の逆により行うものとする。

(操作方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条各号

に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができる。

(点検及び整備)

第7条 消防本部は、樋門を良好に維持するため、操作に必要な機械、器具等についての点検及び門扉の前後並びに側面等の状況を調査し、樋門点検調査報告書(第1号様式)により、管理者へ報告するものとする。この場合において、第3条及び第5条の規定にかかわらず、樋門を操作することができる。

2 管理者は、前項の報告を受けた場合は、これを樋門点検整備記録票(第2号様式)により記録するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 樋門を操作したときは、次に掲げる事項を樋門操作記録票(第3号様式)により、記録しておくものとする。

(1) 樋門のゲートが全開又は全閉したときの年月日及び時刻

(2) 気象及び水位の状況

(3) 操作の際に行った通知の状況

(4) 第6条に該当するときは、操作の理由

(5) その他参考となるべき事項

(樋門警戒体制の実施)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに樋門警戒体制に入るものとする。

(1) 高潮、洪水等により外水位が堤内側の樋門水位に達するおそれがあるとき。

(2) その他高潮、洪水等が発生するおそれがあるとき。

(樋門警戒体制における措置)

第10条 樋門警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 高潮、洪水等において、樋門を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 樋門の管理上必要な気象及び水位の観測、関係機関との連絡並びに情報を密にすること。

(4) その他樋門の管理上必要な措置

(樋門警戒体制の解除)

第11条 樋門警戒体制は、外水位が樋門水位より減水して再び上昇するおそれが

なくなったとき、又は樋門水位に達することなく、さらに上昇するおそれがなく
なったときは、解除するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な事項は、
市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(蒲郡市樋門操作規程の廃止)

2 蒲郡市樋門操作規程(平成23年2月16日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。